

第26回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年1月7日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	欠	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分

閉 会 時 刻 午前10時00分

配布物 「令和3年度農業委員会委員等研修会の開催について(ご案内)」

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第26回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第26回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第26回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっています。本日の議事録署名委員に、12番議席石原昭彦委員と、13番議席二宮義隆委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、日程第2 報告第55号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第56号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

	事務局	<p>日程第2 報告第55号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和4年1月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では、内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになります。今回の1法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
	議長	<p>日程第3 報告第56号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和4年1月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は3件、4筆、面積6,870m²であることを報告します。</p>
(日程第4)	議長	<p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
	事務局	<p>日程第4 議案第145号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第4 議案第145号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55</p>

	<p>年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年1月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になります。期間満了になると自動的に契約が終了することになります。今回は、公益財団法人三重県農林水産支援センター通しの利用権設定で、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。賃貸借権設定2件、5筆、面積6,240m²です。</p>
議長	<p>本議案は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。</p> <p>この集積計画につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第145号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]が代表を務める法人に関わる案件です。農業委員会に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当案件については[REDACTED]を除いて採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第5)	<p>議長</p> <p>続きまして、日程第5 議案第146号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第5 議案第146号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和4年1月7日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、10件、17筆、面積10,323m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <43番案件>の申請地は、北勢町治田外面地内の農用地の田です。 譲受人である北勢町東村の[REDACTED]が、埼玉県さいたま市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、446m²を贈与により譲り受ける申請です。 <44番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の田です。 譲受人である藤原町本郷の[REDACTED]が、桑名市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、429m²を売買により譲り受ける申請です。 <45番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の田です。 譲受人である藤原町大貝戸の[REDACTED]が、山梨県南都留郡富士河口湖町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、615m²を売買により譲り受ける申請です。 <46番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。 譲受人である大安町石榑南の[REDACTED]が、大安町石榑南の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、294 m²を売買により譲り受ける申請です。 <47番案件>の申請地は、北勢町小原一色地内の田、畠の5筆です。 譲受人である東員町の[REDACTED]が、岐阜県可児市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の5筆、3,496m²を売買により譲り受ける申請です。 <48番案件>の申請地は、北勢町西貝野の農用地の田です。 譲受人である四日市市の[REDACTED]が、北勢町西貝野の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、2,622m²を売買により譲り受ける申請です。この法人は隣接する農地で、現在トマト栽培を施設にて行っており、提出した計画書、法人登記簿、定款、決算書を確認した結果、農地所有適格法人に該当すると</p>
-----	---

判断できます。

<49番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の田、畠3筆です。

譲受人である大安町石榑北の[REDACTED]が、大安町石榑北の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、667m²を売買により譲り受ける申請です。

<50番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の畠です。

譲受人である藤原町上相場の[REDACTED]が、桑名市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、232m²を売買により譲り受ける申請です。

<51番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畠です。

譲受人である北勢町下平の[REDACTED]が、北勢町下平の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、1,343m²を売買により譲り受ける申請です。

<52番案件>の申請地は、藤原町山口地内の畠です。

譲受人である藤原町山口の[REDACTED]が、岡山県岡山市の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、179m²を売買により譲り受ける申請です。なお、この土地は、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する土地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地に該当するため、下限面積適用除外になります。

以上10件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第146号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を採決いたします。

本議案について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、当該申請につきましては、許可することいたします。

(日程第6)	議長	続きまして、日程第6 議案第147号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程第7 議案第148号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」、日程第8 議案第149号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局		<p>日程第6 議案第147号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和4年1月7日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、7件、8筆、1,796m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><38番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は、水野眼科とかずみ内科・消化器内科が500m以内にあるため、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である東京都新宿区の[REDACTED]が、名古屋市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、460m²を、3棟分の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。</p> <p><39番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の田です。農地区分は、白瀬小学校と白瀬駐在所が500m以内にあるため、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である藤原町本郷の[REDACTED]が、桑名市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、69m²を、隣接宅地と併せて駐車場用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみです。取水計画はありません。</p> <p><40番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畠です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である東京都西東京市の[REDACTED]</p>

が、北勢町其原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、293m²を、2棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は50cmの盛土を行い、道路に面した箇所以外にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<41番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の田です。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である員弁町東一色の [REDACTED] が、員弁町東一色の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、234m²を、駐車場用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみです。取水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<42番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である北勢町大辻新田の [REDACTED] が、北勢町轍の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、291m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は砂利敷きをして整地を行います。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透です。

<43番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畠2筆です。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である北勢町大辻新田の [REDACTED] が、北勢町北中津原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、369m²を、建設事務所及び倉庫へ転用したい旨の計画です。土地造成は砂利敷きをして整地を行い、南側にコンクリート擁壁を設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透です。

<44番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畠です。42番、43番案件の南に隣接します。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である北勢町北中津原の [REDACTED] が、北勢町轍の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、80m²を、西に隣接する農地への進入路用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は砂利敷きをして整地を行い、南側にコンクリート擁壁を設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水はありません。雨水排水は自然浸透です。

続きまして、日程第7 議案第148号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和4年1月7日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄

今回の申請は、2件、3筆、面積1,446m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<21番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畠です。農地区分は2種農地です。

転用計画としては、借受人である愛知県碧南市の [REDACTED]

[REDACTED] が、鈴鹿市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、743m²を、太陽光発電施設用地へ賃貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にフェンスを設置します。取水は利用せず、雨水は自然浸透で対処します。

<22番案件>の申請地は、員弁町宇野地内の田、2筆です。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、借受人である愛知県碧南市の [REDACTED]

[REDACTED] が、員弁町上笠田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、703m²を、太陽光発電施設用地へ賃貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にフェンスを設置します。取水は利用せず、雨水は自然浸透で対処します。

続きまして、日程第8 議案第149号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和4年1月7日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄

今回の申請は、1件、2筆、面積294.65m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<23番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠の2筆です。農地区分は、石榑小学校と石榑駐在所が500m以内にあるため、3種農地です。

転用計画としては、借受人である愛知県春日井市の [REDACTED]

■が、大安町石榑南の■が所有する議案書に記載の2筆、294.65m²を隣接宅地と併せて、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は、隣接道路面までの高さまで造成し、周囲にコンクリートブロックを設置して雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用し、雨水は既設の側溝に放流します。

以上5条所有権移転7件、賃貸借2件、使用貸借1件の計10件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

この案件につきましては、1月5日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第147号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」7件、議案第148号「同法の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請について」2件、及び議案第149号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

議長

ありがとうございました。

のことについて、何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第147号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。

続いて、議案第148号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたしま

		<p>す。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第149号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第9)	議長	<p>続きまして、日程第9 議案第150号「非農地証明願承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>日程第9 議案第150号 非農地証明願承認について(委員会処分) 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和4年1月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、6筆、915m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><66番案件>の申請地は、藤原町山口地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、津市の [] で、昭和44年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><67番案件>の申請地は、北勢町小原一色地内の台帳地目、田、畠の3筆です。</p> <p>願い出者は、岐阜県可児市の [] で、宅地部分は昭和46年頃から、山林部分は平成3年頃から山林化しており、現在に至っております。</p> <p><68番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、畠</p>

		<p>です。議案第146号第3条の50番案件の北に隣接します。</p> <p>願い出者は、桑名市の[]で、昭和40年から宅地への進入路として利用し、現在に至っています。</p> <p><69番案件>の申請地は、藤原町山口地内の台帳地目、畠です。同議案、非農地証明願いの66番案件の東に隣接します。</p> <p>願い出者は、岡山県岡山市[]で、昭和60年頃から宅地に転用し、現在に至っています。</p>
	議長	<p>以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後おおむね20年を経過した土地についての証明です。</p> <p>何か質問はありますか。よろしいでしょうか。</p>
		<p>それでは、議案第150号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。よろしいでしょうか。では、事務局からお願ひします。</p>
	事務局	<p>机に文書を配布させていただきました。毎年開催されている三重県農業会議の研修会のご案内です。日時は、3月4日(金)午後1時30分から午後4時30分までです。桑員地区対象の研修ですので、今年は長島町で開催されます。参加いただきますようお願いします。開催要領などご一読いただき、出欠報告を事務局までお願ひいたします。</p> <p>その他よろしいでしょうか。</p>

6 閉会の宣言	議長	
【午前10時00分閉会】		
次回は、2月3日(木)午前9時から現地調査です。9番松葉里美委員と10番伊藤幸子委員は出席をお願いします。2月10日(木)に委員会となりますので、よろしくお願いします。		
これをもちまして、第26回農業委員会を終了します。		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者